協議第２６号

消防防災関係事業について

消防防災関係事業について、次のとおり提案する。

平成１５年８月２７日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

消防防災関係事業については、別紙のとおりとする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

№1

協定項目番号	第19号-1	協定項目名	消防防災関係事業
調 整 方 針	1．常備消防については、現行のとおり東近江行政組合消防本部及び愛知郡広域行政組合消防本部で実施する。 2．地域防災計画及び水防計画については、合併時までに計画（案）を作成し、新市において、ただちに防災会議を開催し計画を策定する。 3．消防団は、合併時に統合する。 定数及び出動区域は、現行のとおりとする。 組織は、消防活動に支障がないよう分団編成に統一する。 なお、定数、組織、出動区域については、合併後3年以内に見直しを行う。 4．防災施設･機械器具等については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市において地域防災計画に基づき整備する。		

1 市 4 町 の 現 況

八日市市

【常備消防】
東近江行政組合消防本部

【地域防災計画及び水防計画】
八日市市地域防災計画
一般対策編･震災対策編･資料編
昭和60年10月策定
平成10年3月全部修正

八日市市水防計画
毎年修正･策定

【消防団】
八日市市消防団
組織･人員

団 長 1人
副団長 2人

	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
第1分団	1	1		3	20	25
第2分団	1	1	1	3	26	32
第3分団	1	1		5	37	44
第4分団	1	1	1	3	19	25
第5分団	1	1		3	26	31
第6分団	1	1	1	3	24	30
第7分団	1	1		3	20	25
第8分団	1	1		3	20	25
女性部			1		5	6
合 計	8	8	4	26	197	243

定数 250人

永源寺町

【常備消防】
東近江行政組合消防本部

【地域防災計画及び水防計画】
永源寺町地域防災計画
昭和60年2月策定
平成9年修正

永源寺町水防計画
毎年修正･策定

【消防団】
永源寺町消防団
組織･人員

団 長 1人
副団長 1人

	分団長	部長	班長	団員	合計
本部		1		6	7
第1分団	1	2	7	50	60
第2分団	1	2	7	61	71
第3分団	1	2	9	71	83
合 計	3	7	23	188	221

定数 223人

五個荘町

【常備消防】
東近江行政組合消防本部

【地域防災計画及び水防計画】
五個荘町地域防災計画
平成9年3月策定

五個荘町水防計画
毎年修正･策定

【消防団】
五個荘町消防団
組織･人員

団 長 1人
副団長 1人

	分団長	副分団長	部長	班長	団員	合計
本部			1	2	18	21
東分団	1	1		5	25	32
南分団	1	1		5	25	32
北分団	1	1		5	25	32
合 計	3	3	1	17	93	117

定数 120人

愛東町

【常備消防】
愛知郡広域行政組合消防本部

【地域防災計画及び水防計画】
愛東町地域防災計画
一般対策編･地震対策編･資料編
昭和63年策定
平成11年5月修正

愛東町水防計画
毎年修正･策定

【消防団】
愛東町消防団
組織･人員

団 長 1人
副団長 1人

	部長	班長	団員	合計
第1部	1	4		5
第2部	1	4		5
第3部	1	5		6
第4部	1	4		5
第5部	1	5		6
機関部 第1号車	1		11	12
第2号車	1		9	10
合 計	7	22	20	49

定数 51人

湖東町

【常備消防】
愛知郡広域行政組合消防本部

【地域防災計画及び水防計画】
湖東町地域防災計画
一般対策編･地震対策編･資料編
昭和63年策定
平成11年5月修正

湖東町水防計画
毎年修正･策定

【消防団】
湖東町消防団
組織･人員

団 長 1人
副団長 1人

	部長	班長	団員	合計
予防係	1			1
水利係	1			1
救急係	1			1
警備係	1			1
機関係	1			1
機関部 第1班		1	5	6
第2班		1	5	6
各字		31		31
合 計	5	33	10	48

定数 50人

調整の具体的な内容

現行のとおりとする。

常備消防とは、消防職員が行う消防･救急業務をいう。

地域防災計画及び水防計画については、合併時までに計画（案）を作成し、新市において、ただちに防災会議を開催し計画を策定する。

消防団は、指揮命令系統を確保するため、合併時に統合する。

組織は、分団編成に統一し、階級は、団長･副団長･分団長･副分団長･部長･班長･団員とする。

副団長は6人とし、現行の区域を担当する。

定数は、694人とする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

№2

協定項目番号	第19号-1	協定項目名	消防防災関係事業			
1市4町の現況						調整の具体的な内容
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町		
【防災施設･機械器具等】 消防団機械器具庫　8箇所 消防車両等 消防ポンプ車　8台 小型動力ポンプ積載車　1台 司令車　1台 小型動力ポンプ　3台 軽可搬動力ポンプ　2台	**【防災施設･機械器具等】** 消防団機械器具庫　4箇所 消防車両等 消防ポンプ車　2台 小型動力ポンプ積載車　2台 司令車　1台	**【防災施設･機械器具等】** 消防団機械器具庫　4箇所 消防車両等 消防ポンプ車　3台 小型動力ポンプ付積載車1台 司令車　1台	**【防災施設･機械器具等】** 消防団機械器具庫　3箇所 消防車両等 消防ポンプ車　2台 小型動力ポンプ積載車　1台 司令車　1台 防災車　1台	**【防災施設･機械器具等】** 消防団機械器具庫　1箇所 消防車両等 消防ポンプ車　1台 小型動力ポンプ積載車　1台 司令車　1台		**消防車両等は、消防力の基準及び地域の実情を充分考慮して計画的に配備する。**
備蓄場所　防災倉庫　1箇所 備蓄資機材　飲料水ろ水機 簡易式組立ﾄｲﾚ 移動炊飯器　他 備蓄品　毛布 飲料水 食料品　他	備蓄場所　町役場倉庫 備蓄資機材　チェーンソウ 簡易式組立ﾄｲﾚ 発電機　他 備蓄品　毛布 食料品　他	備蓄場所　町役場倉庫　1箇所 備蓄資機材　飲料水ろ水機 給水タンク 簡易式ﾄｲﾚ　他 備蓄品　毛布　他	備蓄場所　防災センター　1箇所 備蓄資機材　飲料水ろ水機 簡易式組立ﾄｲﾚ 移動炊飯器　他 備蓄品　毛布 紙おむつ 食料品　他	備蓄場所　町役場防災倉庫 備蓄資機材　チェーンソウ 投光器 発電機　他 備蓄品　毛布		**災害時備蓄品については、新市の地域防災計画に基づき整備する。**
避難場所 第1次避難場所　178箇所 第2次(拠点)避難場所　32箇所 第2次(指定)避難場所　18箇所	避難場所 第1次避難場所　25箇所 第2次避難場所　15箇所	避難場所 第1次避難場所　25箇所 第2次避難場所　12箇所	避難場所 第1次避難場所　23箇所 第2次(拠点)避難場所　8箇所	避難場所 第1次避難場所　31箇所 第2次(拠点)避難場所　6箇所		**第1次避難場所については、現行のとおりとする。** **第2次避難場所については、調整する。** 第1次避難場所とは、自治会館等、日常的に身近な施設であり、住民が相互に安全確認を行える場所 第2次避難場所とは、学校等、一時的な生活が可能で、防災活動の拠点となる場所
防災行政無線 基地局　1局 移動局　車載型　16局 可搬型　2局 携帯型　32局	防災行政無線 基地局　1局 移動局　車載型　24局 可搬型　13局	防災行政無線 設置なし	防災行政無線 基地局　1局 移動局　車載型　21局 可搬型　2局 携帯型　8局	防災行政無線 基地局　1局 移動局　車載型　11局 携帯型　16局		**防災行政無線については、新市において整備する。** 防災行政無線とは、行政及び消防団が使用する無線

資　料　1

協　議　事　項	消防防災関係事業	協定項目No.	19－1

先　進　地　事　例

新市名等	関係市町	調 整 方 針
甲賀地域合併協議会	水口町 土山町 甲賀町 甲南町 信楽町	消防防災関係事業 1. 常備消防については、現行どおり甲賀郡行政事務組合消防本部で実施するものとして合併時に調整します。 2. 地域防災計画については、新市において4年を目途に新たに策定します。策定までは、現行の各町防災計画を引き継ぐものとし、出動計画等については、合併時に調整します。 3. 防災関係事業、事務については、次の区分により調整します。 ・新市の発足までに調整の必要性のあるものは、合併時に調整します。 ・上記以外のものは、新市において調整します。 消防団の取扱い 消防団は、指揮命令系統を確保するため、合併時に統合するものとします。 各分団の組織、区域等については、当面現行どおりとし、新市において4年を目途に調整します。
三次市･双三郡･甲奴町合併協議会	三次市 君田村 布野村 作木村 吉舎町 三良坂町 三和町 甲奴町	防災関係の取扱い 1. 防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において地域防災計画を策定する。 2. 災害対策本部は、新市において調整する。 3. 水防協議会については、合併時に新たに設置し、新市において水防計画を策定する。 消防団の取扱い 1. 消防団については、合併時に統合･再編することとし、合併までに調整する。 2. 消防出初め式については、新市において統一して実施する。
さいたま市	浦和市 大宮市 与野市	防災事業については、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併までに基本的な方針を確立する。また、合併後速やかに事業の根幹となる地域防災計画を策定する。 消防団については、当面、現行のとおりとする。ただし、団員の任免･報酬･手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。
篠山市	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	消防防災関係事業 1. 防災会議については、合併時に新たに設置し新市において地域防災計画を作成する。 2. 水防協議会については、新市において新たに設置し水防計画を作成する。 3. 災害発生時の応急対策については、合併時に調整する。 消防団の取扱い 消防団は、合併時に統合する。分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において新たに作成する消防計画に基づき調整する。